

私がつくる 私の未来

イデコ iDeCo

“個人型確定拠出年金”の愛称決定

英語表記の **i**ndividual-type **De**fined **Co**ntribution pension planから
親しみやすい響きの「イデコ」としました。「i」には「私」という意味も込めています。

2017年1月からiDeCoは専業主婦、公務員の方を含め、
基本的に60歳未満のすべての方がご利用できるようになります



iDeCo 3つの税制優遇

掛金が 全額所得控除されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を
拠出した場合、税率20%とすると、
年間4万8千円の
節税効果となります。

運用益も非課税で 再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金
(源泉分離課税20.315%)が
かかりますが、iDeCoの
運用益は非課税です*。

*積立金には別途1.173%の特別法人税が
かかりますが、現在まで課税が凍結されています。

受け取る時も 税制優遇措置があります

一時金は「退職所得控除」、
年金は「公的年金等控除」という
大きな控除が受けられます。

ご加入時の 留意点

- 資産の運用は加入者ご自身が行い、受け取る額は運用成績により変動します(元本を保証する運用商品もありません)
- 原則60歳まで引出しできません
- 口座管理手数料などががかかります

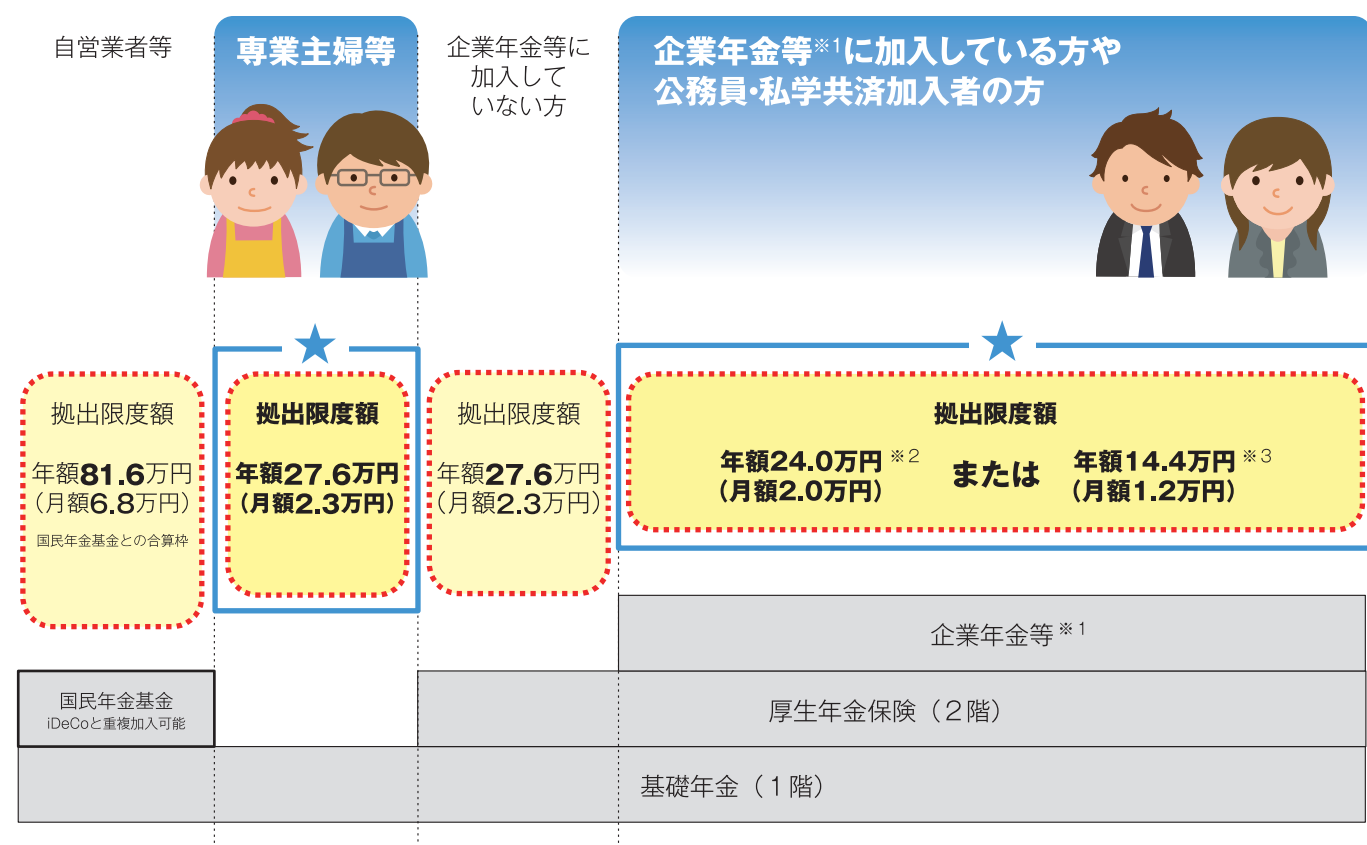
iDeCoの加入範囲および拠出限度額

iDeCoは、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、2017年1月からは、企業年金^{※1}を実施している企業にお勤めの方や専業主婦、公務員の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

● 下図のうち点線囲みの部分が iDeCo で、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」^(*)があります。

(*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、2018年1月から年単位となります。

● 「★」が 2017年1月から、新たに加入できるようになる部分です。



※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約で iDeCo への加入を認めている場合のみ加入可能。

※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額（公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます）。

iDeCoの給付

iDeCo は、以下の各種の方法により、給付を受けることができます。

	老齢給付金 [*]	障害給付金	死亡一時金
給付方法	5年以上 20年以内の有期年金(終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。) ・年金の全部または一部を、一時金として受け取ることも可能		一時金

※老齢給付金は原則 60 歳から受給できます(加入期間などにより、受給開始可能年齢が異なりますのでご注意ください)。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会
(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)



お申し込みは取扱い金融機関等

(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)

